破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第４５９号
福岡県古賀市谷山580番地６、破産手続開始決定時の住所福岡県糟屋郡篠栗町大字和田411番地１
破産者　徳永　政幸
１　決定年月日　平成25年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５７１号
福岡県古賀市谷山580番地６、破産手続開始決定時の住所福岡県糟屋郡篠栗町大字和田411番地１
破産者　徳永　正三
１　決定年月日　平成25年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６７２号
札幌市中央区南13条西13丁目２番38―705号
破産者　長谷川隆子
１　決定年月日　平成25年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８号
北海道岩内郡共和町国富４番地４
破産者　西　　慶一
１　決定年月日　平成25年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩内支部

平成２４年（フ）第５７７号
埼玉県八潮市大字浮塚913番地１　アーバンサイドＢ棟103号室、旧住所埼玉県春日部市南中曽根826番地２
破産者　宮崎日出夫
１　決定年月日　平成25年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５７３号
新潟市西蒲区松山72番地
破産者　古木　　茂
１　決定年月日　平成25年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６２号
京都府宇治市菟道籔里41番地　コスモウイング宇治102号、前住所京都府福知山市石原４丁目92番地　フロレスタⅠ202号
破産者　川瀬　　修
１　決定年月日　平成25年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第４９７号
兵庫県加古川市加古川町溝之口170番地の１Ｄ―スクウェア加古川113号
破産者　回転ずし処しゅん祭こと　類家　　隆
１　決定年月日　平成25年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１７９号
広島市安佐南区八木９丁目12番33―６号、申立時の住所広島市南区東雲２丁目15番37―303号
破産者　稲岡設備こと　稲岡　俊則
１　決定年月日　平成25年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３１２号
広島市安佐北区落合４丁目15番16―103号、申立時の住所広島市安佐南区川内６丁目23番23―404号
破産者　堀内　岩夫
１　決定年月日　平成25年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６９９号
広島市安佐北区口田南１丁目19―19―301、住民票上の住所広島市安佐北区口田１丁目13番２号
破産者　中山　　修
１　決定年月日　平成25年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７００号
広島市安佐北区口田南１丁目19―19―301、住民票上の住所広島市安佐北区口田１丁目13番２号
破産者　中山　民子
１　決定年月日　平成25年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続廃止決定の取消決定確定等

平成２５年（フ）第７号
群馬県桐生市菱町１丁目2989番地の３
破産者　岡田　　浩
１　主文　当裁判所が平成25年２月21日午前10時になした破産手続廃止決定を取り消す。
２　決定確定日　平成25年４月11日
３　破産管財人　弁護士　矢田　健一
４　破産債権の届出期間　平成25年６月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月26日午前11時30分
平成25年４月11日　前橋地方裁判所桐生支部

破産手続終結

平成２１年（フ）第３６３号
北九州市小倉北区京町２丁目７番７号ＯＮＯビル５階、開始決定時の本店所在地東京都港区虎ノ門４丁目３番20号神谷町ＭＴビル14Ｆ
破産者　株式会社ダイマル
１　決定年月日　平成25年４月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第３６４号
福岡市南区井尻２丁目37番10―205号、開始決定時の住所福岡市東区香椎照葉３丁目２番４―1421号
破産者　今福　重昭
１　決定年月日　平成25年４月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１８１号
長崎県長崎市元船町７番11号
破産者　有限会社谷崎漁具店
１　決定年月日　平成25年４月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１７号
福島県郡山市大槻町字北中野24番地
破産者　和田　壮一
１　決定年月日　平成25年４月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所郡山支部破産係